

# 物価高騰対応重点支援給付金【令和6年度に新たに住民税が非課税、または均等割のみ課税世帯】のご案内

- 本給付金（**1世帯当たり10万円**）は令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯または均等割のみ課税となる世帯を支援する給付金です。
- 同一世帯に18歳以下（平成18年4月2日以降に出生の児童）がいる場合は対象児童1人あたり **5万円**が加算されます。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯

**令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯**  
**令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯**

○次に該当する世帯は対象外です。

令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金および令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金を受給した世帯は給付対象外となります。

- ・住民税非課税世帯（**3万円+7万円**給付金）
- ・住民税均等割のみ課税世帯（**10万円**給付金）

※未申請・受給辞退された世帯も含みます。

※他市町村で受給された世帯も対象外となります。

①令和6年1月1日以前から南種子町にお住いの世帯

**確認書の返送が必要です。**

②令和6年1月2日以降に南種子町に転入した方がいる世帯

③世帯全員が令和6年度未申告の世帯

**支給要件に該当する場合は、申請が必要です。**

**返送・申請期限：令和6年9月30日(月)**

詳しくは裏面Ⅰへ

詳しくは裏面Ⅱへ

### 給付金の支給額

**1世帯当たり10万円**

同一世帯に18歳以下の児童がいる場合、対象児童1人あたり **5万円**が加算されます。

### 給付金の支給時期

①については町が確認書を受理した日から1か月程度が支給の目安です。

②③については町が申請書を受理した日から1か月程度が支給の目安です。

# 給付金の支給手続き

## I 令和6年1月1日以前から南種子町にお住まいの場合

**対象となる可能性がある世帯**には、南種子町から**確認書**が届きます。確認書の記載内容をご確認いただき、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて**ご返送**ください。

## II ②世帯の中に、令和6年1月2日以降に南種子町に転入した方がいる場合 ③世帯全員が令和6年度住民税が未申告の場合

●給付金を受け取るには**申請が必要**です。

※申請書は南種子町ホームページまたは町福祉事務所窓口にて用意しています。

●支給要件に該当する場合のみ、申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送してください（町福祉事務所窓口でも提出できます）。

## こども加算対象：上記世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している場合

●平成18年4月2日以降生まれの児童を扶養している世帯がこども加算の対象となります（児童1人あたり5万円を加算します）。

※令和5年度住民税非課税世帯給付金（7万円）または令和5年度均等割のみ課税世帯給付金（10万円）を受給した世帯のうち子育て世帯への加算給付の対象児童となった児童は対象児童になりません。

●令和6年6月4日から令和6年9月30日までに出生した児童も対象です。

支給要件に該当する場合のみ、申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送してください（町福祉事務所窓口でも提出できます）。




電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



### お問い合わせ

南種子町役場 福祉事務所 福祉年金係

 0997-26-1111（内線184）